

平成 25 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）議事録

1 日 時 平成 25 年 6 月 7 日（金） 18：30～21：00

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第一委員会室

3 出 席 相澤委員，阿部委員，石川委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，小山委員，
桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，
中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員

※欠席：赤間委員

[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者
総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，佐久間北部発
達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援センター所長，佐々木
青葉区障害高齢課長，加藤宮城野区障害高齢課長，柴崎太白区秋保総合支
所保健福祉課長，山崎泉区障害高齢課長，福井主幹兼企画係長，斎藤サー
ビス管理係長，山縣主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，
大関施設支援係長，須田指導係長，天野主査，大内主任，高橋主事

ほか傍聴者 9 名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 新任委員紹介

(3) 議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より佐々木委員の指名があり，承諾を得た。

(1) 報告事項

① 平成 25 年度障害者保健福祉施策の概要等について

会 長 まずは，報告事項①平成 25 年度障害者保健福祉施策の概要等について，事務局よ
り説明願います。

事 務 局 （資料 1，2 に基づいて説明。）

(熊谷課長)

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から 25 年度の施策の概要並びに組織改正について，資料に基づい
て説明いただきました。

では，委員の皆様，ただいまの説明・報告を受けて情報提供とかご意見がございま
したらいただきたいと思います。

白江委員，お願いします。

白 江 4 点ほど質問いたします。
委 員 まず、総合支援法で難病の方が対象になられたのですが、とりあえず 130 疾患でスタートしているのですが、どれぐらいの方が対象になると見込まれているのかというのが 1 つです。

それから、2 つ目は、相談支援の予算がちょっと昨年度より減っているのですが、利用計画の策定が急がれていると思うのですが、これは見通しとしては大丈夫なのかどうかです。

それから、3 つ目は、2 枚目の要医療的ケア対応ヘルパー等人材養成研修ですが、どのような研修に何人ぐらい、またどのような場所でそのような方々が実際に働かれているのかということです。

また、最後に福祉避難所の機能強化で自家発電設備等を整備されるということなのですが、具体的にはどういった自家発電施設、どれぐらいの規模といたしますか、どういう想定で設備を整備されるか。よろしくをお願いします。

会 長 ただいまの白江委員の 4 点の質問に対しまして、事務局お願いします。

事 務 局 難病の 130 疾患の対象になる方々なのですが、残念ながら、56 の特定疾患の患者の方々については、市内に 6,000 強の方がおいでだと思いますけれども、その方々の人数しか現在は見つかっておりません。130 の難病疾患の対象となる方が何人おいでなのかというのは、正直なところ、仙台市ではつかみ切れていないところがございます。特定疾患等の医療費助成の制度がある方々につきましては、制度の利用者ということで人数は分かりますが、残念ながら 130 疾患全体の人数につきましては、今のところつかみ切れていないのが正直なところでございます。

2 点目の相談支援事業の予算についてですが、これは 1 ページ目の 1 の 3 の①の部分でございますが、相談支援事業所につきましては委託事業で行っている部分がこちらでございますが、2 億 9,700 万円から 2 億 9,500 万円ということで、若干減っているような形になってございますが、これは前年の決算を踏まえて精査した予算額ということで、昨年並みの予算は確保しているものでございます。

あと、計画支援につきましては、基本的には給付費対応ということになりますので、給付費の予算の中から十分予算措置できるものと考えているところでございます。

それから、3 点目の要医療的ケア対応ヘルパー等人材育成研修ですが、まずは市内 4 カ所にごさいます障害者の福祉センターで自律訓練、それから生活介護、こういったところに従事する介護の職員を対象に研修を考えております。医療的ケアの必要な方が通われておいでですので、担当する職員が医療的ケアができますように、医療的ケアの研修を予定しているところです。各センター、今市内 4 カ所にごさいますので、複数名、2 人ずつとか養成できればと思っております。まずは市内の障害者福祉センターの職員、8 名から 10 名になるかと思っておりますが、そのぐらいの人数の方にまずは

研修を受けていただくように考えております。こうした取り組みにより、医療的ケアのある方を障害者福祉センターで受け入れを進めていきたいと考えているところでございます。

それから、4 点目としましては、障害者福祉センターの自家発電、こちらについてでございますが、今年度予定しているのは市内 4 カ所のうち、宮城野と太白、2 カ所の福祉センターです。福祉避難所という位置付けがございますので、福祉避難所としての機能を強化するために災害時に電力が滞ることがないように、容量としては 10 キロワットという規模です。これで数日は十分耐えられるのではないかとということで設置いたします。3 日間はこれで保てると想定しており、うまく使えば 1 週間程度は大丈夫ということです。

それから、災害時に必要な備品を収容する倉庫もこの 2 センターに用意することをしております。

会 長 ありがとうございます。白江委員，よろしいでしょうか。

白 江 確認ですけれども，まずヘルパーさんですが，8 人から 10 人ぐらいということですが，やはり特定の方をということですね。（事務局「そうですね，通われている方」）発電のほうは，燃料としてはガソリンとか軽油とかで，いわゆる発電機を設備するというので，ソーラーシステムを付けたらかそういうことではないということですね。3 日間というお話でしたので。

事 務 局 別途ソーラー発電のほうも用意する予定でございます。
(石川課長)

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。
委員の皆さんからご意見とか何かありますでしょうか。よろしいですか。
(「はい」の声あり)

② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案について

会 長 では，次に報告事項の②です。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案について，事務局から説明願います。

事 務 局 （資料 3 に基づいて説明。）
(熊谷課長)

現在のところは法律上でいわば骨組みだけ示されているという形になってございますが，先ほど申し上げましたが施行日は 28 年 4 月ということで，このままいけば 3 年はないという形になってございます。それに向けましては，やはり今後どういう形で，いつごろ基本方針が定まるかはまだ確定していませんが，仙台市といたしましては，規定上は努力規定となっておりますが，障害者差別の解消に向けた取り組みの要領的なものは定める必要があるというふうに考えてございますし，要領だけではなく

実行を担保するような仕組みもあわせて考えていかなければならないと考えてございますし、ある意味では総合的に考えていかなければならない課題を突きつけられているのかなというふうに考えてございまして、今後一層こちらの協議会を含めまして議論を深めてまいりたいというふうに考えているというところでございます。

本日の時点におきましては、まだ具体的な基本方針、あるいは細部は決まっておりますので、あくまで簡単な概要という形でございますが、現国会に提案されております障害者差別解消法につきましてご説明させていただきました。

会 長 ありがとうございました。

ただいま事務局より通称障害者差別解消法の概要についてと、またこれは国会での審議の今の動きについてもあわせて説明がありました。またあわせて、取り組みに関する要領は言ってみれば努力義務となっておりますけれども、仙台市では努力義務というよりも絶対やりますということで、具体的にこの法律が採択されて基本方針、またはそれぞれの事業者関係の方については主務大臣が中心になったガイドラインが出てくることにあわせて具体的に取り組むというお話をいただきました。ありがとうございます。

ただいまの事務局からお話があったことなどに関して委員の皆さんからご意見とか追加の発言とかいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

目黒委員、お願いします。

目 黒 啓発・知識の普及を図るための取り組みのところは、教育が係わってくるということ
委 員 とはあるのでしょうか。

それから、障害者差別解消支援地域協議会というのは、どこに誰がつくって、どのぐらいの権限があるのかというのが気になるところです。啓発といったら教育はやはり欠かせないのかと思いました。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま目黒委員の確認の 2 点について、事務局からお願いします。

事 務 局 これは、国、行政機関、地方も含めた行政機関という表現を使っていますけれども、
(熊谷課長) 義務づけるという形になってございます。恐らく個々の縦割りになります各省庁でまずこれでいうと基本指針、閣議決定を受けた基本指針に基づきまして取り組みのようなものを定めるという形になるので、国レベルでいえば文部科学省が取り組みを策定するという形になろうかとは思っています。地方レベルでどこまでやるかという形になりますと、これは仙台市側で、あるいは仙台市教育委員会のほうでどう受けとめてやるかというのは、今の段階ではちょっと明確なことは申せませんが、やはり普及啓発というのは障害者差別解消を進める点ではやはり外せない大きな要であろうというふうには考えてございます。我々もこれまでも普及啓発ということはいろいろな場面で

言ってきているということはございます。これをこの差別解消法を受けまして、それをより一層、どうやってやれば効果的な解消に向けた方法を、普及啓発ができるのかという方法を検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

続きまして地域協議会のほうでございしますが、こちらは今の法律の条文から見ますと、国及び地方公共団体機関であって、いわゆる組織と考えていただくのが一番簡単かと思えます。組織、機関であって、医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者は、一部省略しますが、協議会を組織することができるというような法律の書き方になってございますので、今想定されているのは行政機関を中心とした協議機関を念頭に置いていると考えてございます。

その同じ条文の第 2 項のほうには、必要があると認めるときは次に掲げる者を構成員として加えることができるということで、NPO法に定める団体等と、学識経験者、第 3 号としてその他国とか地方公共団体の機関が必要と認める者という形で、法律上はこのような規定になっています。ベースは行政機関が取り組むものという形になっていると思われまけれども、そのほかにここでは審議会のような形で関係者が入るという組織を想定しておりますが、実際この協議会をどういうふうに動かしていくかというのは法律の条文だけでは見えない部分もございまして、今後方針等を受けまして仙台市のほうでもできるという規定ではございますけれども、仙台市としてどう位置づけるかということもあわせて検討していく必要があるのかと考えております。

会 長 ありがとうございます。現在の法律の条文から読み取れることだというお話でありました。また、できる規定だけれども、これはする規定にぜひとも仙台市では行ってもらえると思えますけれども、よろしく願います。よろしいでしょうか。
 諸橋委員、願います。

諸 橋 関連してというか、仙台市では誰もが住みよいまちをつくるということで、差別禁
委 員 止法というふうに前民主党時代には出ていたんですが、それが一つ形になるということ
 で、基本的な性格として、国の法律とか制度とかというよりは、当事者自身とか、
 あるいは障害者福祉にかかわる人たちがどういう発信を市民に対してしていくのか
 ということがやはり背景にないと、字面で書いた奨励事項で終わってしまうというこ
 とだと思えます。むしろ例えば一つの障害児教育をめぐってもいろいろな意見があり
 ますが、そのことがある人にとっては差別だったり、ある人にとっては進歩だったり
 といういろいろな事例があるので、そういうことをお互い意見を戦わせながらとい
 うか調整しながら、一つの市民へのアピールなり共通の考えを持って理解を訴えてい
 くようなことが必要で、むしろそういう動くというか中身をつくっていくような活動を
 ここに人をついて、さまざまな障害者団体が参加してつくっていくというようなこ
 とが大事なのかなと思います。今条例を変えるということでその準備をしていたので
 すけれども、もっと広がりを持った形で、委ねるのではなくて声を出していく、つく
 っていくという形で仙台版の要領ということですが、一つの条例をつくり上げて

いければいいのかと考えております。

会 長 この障害者差別解消法を市民の方々に理解していただくためにも、当事者も含めて、団体を含めて市民を巻き込んだ活動が大事だというご意見ですよね。ご意見ということでもよろしいですか。（諸橋委員「はい」）

中村(祥)委員，お願いします。

中村(祥) これは罰則が備わっているかどうかということです。

委 員 それと，例えば先ほど諸橋さんもおっしゃったんですが，差別の感覚というのにはいろいろな人の考え方がありまして，差別を差別と感ぜない人の方が多いので差別が起こっているのではないかと思っていて，教育でやることはとても大事なんですけれども，二、三十年かかって人の心が変わるか変わらないか，不確かなものを当てにしていくわけだと思えます。開始することはいいと思えますけれども。その罰則規定のようなものが具体的にあればよりいけないんだというのがわかるのかと思えます。

それから，差別を解消するということの第一は，ハンデを持っている人に普通のハンデを持っていない人と同じ生活ができるレベルのサービスを提供することを目指すことが一番差別の解消になると思っていて，そのものが施策の中でどのように位置づけられるのかちょっと期待をしているんですが，予定があったら聞かせてください。

会 長 中村(祥)委員，ありがとうございました。ただ今のご発言に関して，読み取れることで事務局からあればコメント願います。

事 務 局 罰則はあるのですが，ここでの罰則は差別を行ったことに対する罰則ではございません。決定しているのは，例えば秘密保持の義務を漏らした場合であったりとか，必要な報告聴取等々の義務がございますが，そういったものを違反した場合に対する罰則ということで，差別した場合に関するものの定めは法律上はございません。この辺は差別の法律，先ほど諸橋委員のほうから条例の話がございましたが，条例を先行して既につくっている自治体もございますが，罰則を決めることの有無というのは，かなり正直申し上げていろいろなところでさまざまな考え方があるということで，なかなか今回の法定化に向けてもそこまでは，まとめ切れなかったのかと感じております。

あと，中村祥子委員から追加でありました解消等の期待についてのお話は，ご存じのとおり先ほど鈴木部長からもございましたが，総合福祉部会の提言がもともとはあったわけです。総合支援法になる前，総合福祉法をつくらと言っていたところに。結局，かなりいろんなご意見が出て，ある意味たくさんのご意見があった分，なかなか実現するのも難しかったという形で，実際は宿題になってしまって3年後の検討事項という形になったことがございます。ある意味でそこに盛り込まれた事項に中村祥子委員

からお話のありましたサービスに係わる支援のかなりの部分が入っていると考えてございます。なかなか一自治体でどこまでできるかという課題はございますけれども、昨年この協議会でもご議論いただきましたが、必要な方々に必要なサービスを提供していくために、私どももいろいろな施策を見直しながら充実をしていきたいと考えてございますので、この法律、あるいは今後総合支援法も見直されるという形にはなっておりますので、その中でやはり施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。委員の皆さんから関連のこと等について発言あった場合にはいただきたいと思えます。

 中村(祥)委員。

中村(祥)委員 サービスの充実が一番手っ取り早い普通の生活を保障することになると思うのですが、今とても課題なことは、人材がいなくて、ニーズはすごく見えてきているんですけども、それを担う人材がどこでも不足していてとても大変な状況なんです。ですから、施策をいろいろつくっていただいたとしても、それを担う担い手がない。それから、サービスの質を向上するためには多くの担い手の中からセレクトできるような人材を育成しなければならないけれども、そういう人選もかなわないという、ないないづくしになっておまして、究極の差別解消に向けてのサービスの充実ということを図るためには、その担い手を育成し続けていかなければならないので、そのところが今現場では大きな課題と思っておりました。

会 長 ありがとうございます。現場での課題ということも、人材育成の大切さということ、差別解消の実現のためにこれはとても大事なことですよというお話をいただきましたし、諸橋委員にはやっぱり市民もしっかりこれを捉えて考えていくことの大切さというお話をいただきました。

 そのほか委員の皆さんからお願いします。

 桔梗委員。

桔 梗 委 員 今回のこの差別解消するための新措置が確かにここに紛争解決その他というものが一つ網羅されています。これは多分障害者の個人の方、もしくは家族の方が差別をされたときに駆け込むような相談の場所、窓口というふうに私はイメージをしたんですけども、今までのそういう差別に限らない障害者の施策の中で、雇用もありますけれども、生活支援全般に関しても、この三、四年で感じたのが、実際に大企業ではないと難しいということ。中小企業もそろそろ雇用を考えようかというふうになってきたときに、じゃあと言ったときに障害者の理解もまずできない。理解ができる相談場所がない。また、障害者を理解したら自分の会社ではどんな人を雇うことができるのかといったときに、なかなか相談できる場所がない。それは障害者の方の相談場所

ではなくて障害者の方を支える方の立場での相談場所も必要です。それは雇用にしても、生活支援にしてもそうです。ただ、中村祥子委員がおっしゃられたように、絶対に潜在的な支える人の数というのは少ないのかもしれないけれども、実際の市民の支える人というのは市民全体だとすれば、潜在するのは非常に分母は大きいわけで、ただそこを行政なり、この協議会でどこまでその底辺を引き上げてあげられるのかというのは、施策にかかっていると思います。やはりその意味でも、例えばその障害者の方をここに、紛争解決相談となると法律の言葉のイメージだとADRとか一かゼロかというところをイメージしてしまうのですけれども、そうではなくて、コーディネーターがいて、紛争といっても差別された会社を訴えたい、でも私は差別されていない。いや、差別だと思っていないでいたとか、一かゼロで訴えろではなくて、そこをうまく言葉をまるやかにまとめていただくような相談のコーディネーターも一つ育ててほしいと思うところですし、そうやって育てる施策といいますか施策の指示。育てるための仕組みをもっと活発にできるといいかと思えます。ここに紛争解決相談とありますが、これは多分今までだと障害者の方の駆け込む場というイメージだと思いますが、ぜひ支える方も相談に行けるような場づくりというような位置づけで、もしご検討いただけたらと感じているところです。

会 長 とても大事なご意見ありがとうございました。やはり市民の理解、企業の理解、理解するさまざまな取り組みということの充実は大切ですよというお話、ありがとうございました。

その他はいかがでしょう。

また、この差別解消法については、進行状況がまだ明確ではないところがありますし、これからもこちらで議論することになると思います。事務局にはただいまの委員の皆様からの発言を踏まえて、具体的に基本方針、また基本指針が具体になったら、先ほども努力義務ではなくて必ず要領をつくるということと、そのときに市民の方々に理解していただくこと、企業の方々に理解していただくこと、障害についてよく理解することが差別の解消だということで、事務局というよりもこの施策推進協議会全体で取り組む大きな課題ではないかと思いました。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。とても大事なことだと思います。

(2) 協議事項

① 障害者保健福祉計画に係る監視（モニタリング）等について

会 長 さて、それでは協議事項、①障害者保健福祉計画に係る監視（モニタリング）等について事務局より説明願います。

事 務 局 （資料4-1、4-2、資料5に基づいて説明。これまでのモニタリング実施要領を廃止とし、監視等実施方針の策定でモニタリングを進めて行くことを説明。）
(熊谷課長)

25 年度第 2 回協議会において、これまで協議会で実施してきた協議会委員により
ます合同ヒアリングであったり事業所等の訪問ヒアリング等を参考にいたしまして、

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

基本的にはそのやり方に従ってやりたいとは考えてございますが、改めて整理いたしまして次回第 2 回のほうで手法をご提示いたしまして、協議会の中で決定し、来年開催予定の第 3 回、2 月を予定してございますが、この 9 月から 2 月までの間にヒアリング調査を行いたいというふうに考えてございます。この間に行ったヒアリング調査をもとに来年 2 月に行う本年度の第 3 回の協議会におきまして総合的な審議をいただければと考えている次第でございます。

会 長 ありがとうございます。

 協議事項でございますので、委員の皆様にご協議をお願いしたいと思います。ご意見をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

 また、あわせてスケジュールについてもお話がありまして、今回は第 2 回でさらに実施手法について検討した上で委員の皆さん、またこの秋から年度末にかけてさまざまかかわっていただくことが多かろうということの説明でもありました。いかがでしょうか。

 桔梗委員。

桔 梗 資料 5 の中での今後の年間スケジュールの中にありましたように、前の期のときも委員会のほうでヒアリング等々のアンケート抽出調査、分析ということをしていただきましたけれども、前回も踏まえて、それで今までの経過も踏まえてなんですけれども、ここに障害福祉サービス事業者等とあるんですけれども、多分いろいろなものを想定できると思います。もちろん住まいを提供している障害福祉サービス事業者もありますし、障害者を支えるための事業者といろいろ考えられますけれども、もしも今回できるのならば、民間の企業というのですか、民間の営利法人とそうではない団体にあえて分けてのヒアリングを行っていただければと思います。社格を変えた形でのヒアリングをあえて計画していただければと思います。

会 長 ご意見ですね。はい、ありがとうございます。桔梗委員のお話も踏まえて次第 2 回で具体的になると思いますけれども、事務局の検討の中に桔梗委員のご意見も踏まえていただきたいと思います。

 委員の皆様、何かございますでしょうか。

 中村(祥)委員、それから諸橋委員という順でお願いいたします。

中村(祥) 事業所単位でモニタリングをするのと、例えばお一人の方が 24 時間の生活をする中でどのような生活を送られているかという視点でモニタリングをすると、サービスの多様さとかかかわりとか幅広くかかわっていることがモニタリングできるのではないかと思います。1 つの事業所単位でやることを考えていらっしゃるのでしょうか。

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

- 会 長 必ずしも 1 つの方法だけではないと思います。
- 中村（祥） 委員 そうですか。では、桔梗委員がさきほどご提案されたように、もしそのような視点でモニタリングできるのであればおもしろいかなと思います。
- 会 長 個人の方の 24 時間ということで人数は限られるかもしれませんが、そういう視点というのは大事じゃないかというご意見ですよ。
- 中村（祥） 委員 そうですね。その家族の例えば就労状況ですとかそういうふうな全体のことで、その人を中心にした。
- 会 長 ありがとうございます。その辺についても、また議論になりますけれども、ご意見ありがとうございます。このときのモニタリングは一つだけではないわけでありまして、幾つか全体像が見えるような工夫が必要だということで中村委員からご意見いただきました。ありがとうございました。
諸橋委員、お願いします。
- 諸 橋 委員 やはり自立支援法でいろんな企業・団体が参入するようになったことで、監視という言葉は非常に難しいけれども、質を高めるようなモニタリングというのがやはり大事なのかなと思います。それと、自分たち自身がやっている障害福祉サービスが他の差別解消法も絡めてやはり全体的によくなっていく、問い直しになるというようなモニタリングをすべきかなと思います。従来ですと、どうしてもいい話とか努力する方向性というところの、きれいなモニタリングといますかだったので、でももうそんなことだけではやはり済まないことなのかなと思いますよね。ご本人なり、あるいは公にはどうなのか、どういうサービスをしているのかとか、あるいは本当にそれにふさわしい支援体制なり質が担保されているのかというところも見べきじゃないかなと思います。基本的な強制力はないかもしれませんが、ひとつ仙台市の施策推進協議会はこのような形で皆さんも加わっているし、見えていますよ、一緒にやっていきましょうというような働きかけになるようなモニタリング、ヒアリングをしていくということが大事じゃないかなと思います。併せて仙台市は指導係ができていますので、お互いに高め合うような関係づくり、行政と民間でつくり上げていければ、差別の問題なども幾らか解決につながってくるのかなと思いました。
- 会 長 ありがとうございます。仙台市障害者保健福祉計画（平成 24 年度から 29 年度）に係る監視等実施方針（案）とありますけれども、この内容についてはよろしいでしょうか。
坂井委員、お願いします。

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

坂井委員 今言われた資料 4-2 の第 3 監視等の工第 3 期障害者福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量とあるんですけれども、今回当然ですけれども、難病とか重度の方たちとか当然そこに入ってきたわけですけれども、この方々に対する数値目標はお考えなのか、事務局のほうにお伺いしたいと思います。

会長 事務局，お願いいたします。

事務局（石川課長） 今の工の第 3 期障害福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量ですけれども、これは障害福祉サービスの見込み量という形になりますので、法定給付の部分と地域生活支援事業になりますので、今の話とは少し違いますが、ただ難病等の方々に対する支援につきまして、その 2 つ上の仙台市障害者保健福祉計画の重点プロジェクト対象事業で掲載されていない新規事業等に当たりますので、具体的な数値目標は今の段階で定めるのはちょっと難しいかなというふうには考えてございますが、事業の実施状況、例えば事業の利用者がどのような推移で動いているのかといったことをお示しするような形、初年度は本年度の状況、二、三年度となりますと経年変化をお示しするような形で資料を作成するといったことは考えてございます。

会長 坂井委員，よろしいでしょうか。（坂井委員「はい」）ありがとうございます。委員の皆様，いかがでしょうか。目黒委員，お願いします。

目黒委員 この委員としてどういう権限を持って監視できるのでしょうか。以前，グループホームを見せてもらったとき，何も見えないといいますか，1 回少し話しをただけで本当の気持ちを打ち明けるとは思えないですし，その背景の問題というのも何も見えない状況で，良い，悪いが言えるのかと思っています。モニタリングや監視という言葉が，何か私たちの責任にされたら困るなと思っています。やるのであればきちんと仕事としてかかわって，本当に評価とか，いいとかというのもちゃんと言いたいと思うのですが，その辺りを考えていますか。

会長 中村(祥)委員，お願いします。

中村(祥)委員 目黒委員と全然違う目で監視というのを見ていたので，つまり仙台市の施策が推進されているかどうかを私たちは見に行くのかと思います。多分，視点がちょっと難しいなと思うんですけれども，それができていなくてできていなかったですよというのは事業者ではなくて，多分仙台市に言うことだと思います。

会長 よろしいですか。中村(祥)委員がおっしゃっているのは，その施策に基づいてよりよい生活が行われているかどうかということによろしいでしょうか。

事務局，お願いします。

事務局
(熊谷課長)

監視等は法律上の言葉です。監視と、今回調査に表現を分けさせていただいて、ある意味全部監視という言葉で統一してもよかったのですが、一定期間に定量的にはかるものをあえて私どもは監視と今回は整理させていただきました。2点目の調査は、あえて監視ではなくて、目黒委員がおっしゃられた監視というよりは、我々が聞きに行くということで、調査という表現を使わせていただきました。

また、今お話が出たように、施策推進協議会で行う監視等は、施設に聞きに行つて指導監査を行うものではなく、現状がどうなっているのかをまさに見にいらして、それが先ほど会長の話からもありましたが、仙台市の施策がきちんと反映されているのか、あるいは不十分な点がどこにあるのか。そういったものをある意味ここにいらっしゃる委員の方々が現地に行かれて実感していただく。それを次の施策に反映させていただくというのが、協議会の委員が行う調査の役割であろうと考えてございますので、そこはやはり役割が違うのかと思っております。

モニタリングの件につきましても、個別の計画のモニタリングをこの協議会でやるのが適当かどうか、障害個々に対する個別支援が適当かどうかというのは恐らく議論が分かれるところだとは思いますが、私どもといたしましては、先ほど来お話がありましたように、仙台市の施策がどのように反映されているか。あるいは、先ほど法人別での話でしたが、ある意味制度の趣旨が十分に伝わっているのか伝わっていないのか、そういったことも含めて我々が今後の障害者施策を進める上での必要な材料を集めてそれをいい方向に持っていくための行動と受けとめていただければと考えております。

会 長

ありがとうございます。目黒委員，よろしいでしょうか。(目黒委員「はい」)
市川委員，お願いします。

市 川
委 員

監視の実施方針(案)とありますが、ここに監視と調査と分析とあつて、1のところは協議会事務局がこういうことをやります。あとは調査は、協議会とは頭がそういうふうにしてあるんですけども、協議会の中の委員というのは何をやるのがよく分からないです。だから、協議会として動くということの意味と委員がやらなければならないことが何か分からないので、前回の状況やいい点、反省点なども教えていただくと、我々がやらなければならないことがもう少し具体的にイメージできると思うのですが、まるっきり初めての者にしてみれば、一体どういう権限を持って何をやったらいいか、それがちょっとイメージがつかめないで、そういうことを少し教えていただけて次の議論につなげていただくとありがたいなと思つました。

会 長

ありがとうございます。このモニタリングということでは、仙台市の施策推進協議会は以前から取り組んでまいりました。また、基本法の位置づけでまた監視という名

称ができたということもありますけれども、これまでどういうことをしていたかということをお話しいただくことによって、新たに委員になられた方もイメージが湧くということとはすごく大事なことでございます。その辺について、どなたか発言していただくことはできますでしょうか。

諸橋さん、それから何人かの方に。

諸 橋 委員 多分数年前に、市川委員と私も同席したところで1回このモニタリングを受けたことがあると思います。そのころ、身体や精神の関係の事業所のモニタリングを、誰が質問されたかちょっと忘れてしまいましたけれども、今抱えていることとか、やっていることとか、これからしたいこととかを聞かれたと思います。あと、私がかかわったのは、当事者の人たちの生活についてのモニタリングをした記憶があります。今どんな暮らしをしていますかと。グループホームですとか、あるいは自宅で暮らしていますとか、いろいろなお話、生活の中で楽しいこととか、それからもっと楽しくするためにどんなことを考えていますとかとかという日常的な会話から要望をお聞きしたようなモニタリングです。それがある程度仙台市で出している施策に合致していくとか、あるいは反映させていくような質問項目に沿ったモニタリングをさせていただきました。反映していくというより、全体に調査があって、それに基づいて個別に聞いていったということで、特にここにある監視だとか調査というよりは、実情をお聞きするというものでした。

会 長 はい、お願いいたします。
黒滝委員。

黒 滝 委員 モニタリングについてですが、引きこもっている家族の方の意見をすごく聞いてほしいと思います。それには町内会長さんとか、民生委員の方、社会福祉協議会の方、あと地域包括センター、そういう関係のから、今個人情報に難しいのでなかなか大変だと思いますけれども、少し個人的なものを聞いてほしいです。公のところしか今までちょっと私は見ていなかったもので、通所している、工房とかグループホームとかに入っている方はある程度、公のところにつながりますから除き、本当に苦しんでいる方々がたくさんいるということを私はすごく実感しているので、そこをお願いしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。モニタリングの対象ということですね。
モニタリングそのものについてということにもう一度戻りますと、コーディネーターをされた坂井委員、いかがですか。

坂 井 委員 仙台市から、示されたA4版のたしか紙があって、それに沿ってたしか当事者の方に質問してという状況だったと思います。私なたしかお聞きしたのは、例えば目の見

えない方であるとか、あとは精神障害の方とか、障害のある方に直接聞いたという形をとらせていただいて、たしか 2 日間ほどあったと思いますが、私も不勉強だと改めてそのとき思いました。自閉症の方にちょっとお伺いさせていただいたとき、やはり我々が気づかないようなことを彼らたちが直接話してくれるので、かなり勉強にもなりましたし、実際その意味も必ずあったと私個人としては思っています。

会 長 ありがとうございます。というような形で、まずは一定の場所に来ていただいてご意見をいただくモニタリングと、あとはその実践の場というか、そこにお伺いしてのモニタリングということなどを組み合わせて、これまではしていたということですよ。委員の都合のつく方で、なかなか一度に委員全員の方々がというのは難しいわけでありまして、ただ今度は、モニタリングの例えば事業所さんにお伺いするときには委員の皆様からのご希望というかそういうのも配慮して行ったこともありました。これらも含めて、事務局お願いします。

事務局
(熊谷課長) 過去のやり方のお話があったので、22 年度の資料が手元にありますので、ご説明をさせていただきます。やり方といたしましては、大きく 2 つ。合同ヒアリングと事業所等訪問ヒアリングというのをやっております。合同ヒアリングというのを 2 回やっております、全体を 5 グループに分けてやっております。協議会の委員が一人か二人グループに入っております、あと職員も入ってという形でやっております。

事業所等訪問ヒアリングにつきましては、これも当時は 7 カ所、身体、知的、精神の 3 障害の方々の施設であったり、サークルといったところに対しまして、協議会の委員は計 12 名の方が参加されているという形になってございます。一応簡単ではございますが、22 年度はそういう形で実施してございます。基本的にはこれらを参考にいたしまして、次回組み立てさせていただきます、今年から来年にかけて実施したいと考えております。

会 長 というようなことで、いかがでしょうか。

それから、モニタリングの対象となる方へのご意見もとても大事なことだと思います。さて、この資料 4-2、実施方針について、これでよろしいかどうかという確認は大事なことですよね。

久保野委員。

久 保 野 委員 第 3 の監視等のところの次の手法により行うものとするところの内容についてなんですけれども、先ほどどなたかからご指摘ありましたが、2 の調査と 3 の分析及び評価は「協議会は、」となっております、1 のところは事務局が協議会に提出するというので、確かにいわゆる手法といったときの具体的な手続という意味ではそうだと思うんですけれども、全体としてはやはり監視等を協議会が行うというこ

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

とだと思いますので、その協議会がどのような手法で行うかということを決めていると理解していいのだとしますと、事務局が提出する資料に基づき施策の実施状況を監視するなどと言われてはいかがかというふうに思いました。

会 長 文言について具体的に提案いただきました。事務局のほうに。

事務局
(熊谷課長) 久保野委員のおっしゃられるとおりだと思います。意図しているのはまさに久保野委員がさきに言われたとおり、事務局の役割の部分と協議会の主体的に行うということではあえて分けて書かせていただいたところなんですけれども、若干文言を修正させていただきます。次回に提出ということにさせていただきたいと思います。主語は協議会ということでそろえたいと思います。

会 長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。
桔梗委員、お願いします。

桔 梗 委員 資料 4-2 の監視等実施方針（案）に載っているこの方針というのは、その前の資料の資料 4-1 の 3 の（1）の P D C A サイクルによる運用というものも含まれているということよろしいでしょうか。だとすれば、これはいきなり急にすぐやるというものにはなかなか負荷がかかってできないと思うんですけれども、やはりこの P D C A のサイクルというのは、サイクルのなので 1 回やるよりは 10 回やったほうがいいし、1 年に 1 回やるよりは毎月やったほうがいいし、毎月やるよりは毎週やったほうがいいしというのも皆さんご存じのとおりなので、何かそれをちょっと目標的に、大きな括弧の中では年に 1 回協議会でやるだけけれども、何か仕組みの中ではもう少し小括弧でやっていけると、もっと何か起きたときの事前のすぐ協議とか、スピーディーを持った対応ということにもつながると思うので、1 回やるということではなく小刻みに、ちょっと負荷はかかりますが、余り負荷のかからないタイミングで、少しずつやっていけたらと思いました。

会 長 ありがとうございます。そのことはこの監視等実施方針（案）の中で読み取ることができるといことですね。そして、実際的にはそのようにしたいんだけどもというご意見なんですけれども、その辺のところ、事務局お願いします。

事務局
(熊谷課長) まさにそれはおっしゃるとおりでございます。それをどこまでやるか。少なくとも私どもの考え方は、年 1 回は確実にやるという形にはさせていただきたいと思っております。さすがに各月協議会をやるわけにも現実問題できませんので、年 1 回やる中で、1 回とは申しますが、中身によっては 2 回やるかもしれません。今回定点観測みたいなものは次回、意味調査の部分は来年に分けるという形で 2 回にはなるのではないかと考えます。このやり方につきましては、やはりこの制度を回していく中でどう

いうやり方がいいかもこの協議会の中で議論させていただければと考えております。

会 長 ありがとうございます。そのほか委員の皆さん、いかがでしょうか。
では、先ほど何人かの委員の方々から、モニタリングの対象についてご意見をいただきましたけれども、事務局から何かありますか。または、これからの準備状況、第 2 回に向けてということも踏まえて、どうでしょうか。

事 務 局 先ほど法人の話であったり、個人の 24 時間を見るなどというお話もございました。
(熊谷課長) そういった点も踏まえまして、先ほど 22 年度の例で合同ヒアリングと事業所等訪問ヒアリングという形を念頭に考えているというような話もさせていただきましたが、その中でどういうふうに対象を組み込めばいいのかというのをちょっと組み立てさせていたきたいと思います。それをもって第 2 回の方に提案したいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。
久保野委員，お願いします。

久 保 野 どのようなモニタリングの仕方をするかということですか、あと対象の方をどう
委 員 するかというようなことを検討するに当たりまして、先ほど 22 年の例を出していただいたと思うんですけども、私も複数年かかわらせていただきましたが、ある年は当事者の方をグループになっていただいてお話を伺って、でも次の年は施設の職員の方と当事者の方にむしろまざっていただいた方がいいのではないかというお話でやってみたりですとかありまして、全部基礎資料としてというのは難しいかと思うんですけども、ある程度過去のやり方やメリット・デメリットが踏まえられるとありがたいというのが 1 点です。それと、同じような話なんですけれども、先ほどもありましたとおり、私も直接やはり事業所に行かせていただきますと、やはり文字だけでは分かっていなかったようなことを少し理解したというありがたい経験をしましたけれども、他方で気になりましたのは、毎年同じことを定期的に行っていく中で、蓄積をある程度私たちが長期化してから伺わないと、失礼といいますか適切ではないのではないかというようなことも考えまして、もちろん全てにエキスパートになってというのはまたそれはそれで無理かと思うのですが、同じような話として今までの積み重ねの中からある程度踏まえておいたほうがよいことについてのまとめのようなものが得られると、これまた有益なモニタリングにつながるのではないかと思います。

会 長 大事なご指摘であります。これまでの結果や成果も、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので資料として出していただいて、私たちもしっかりそれを確認といいますか学んで検討すべきではないかというご意見ですよね。大事なことだと思います。この辺のところ、事務局，準備をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（事務局「はい」）

そのほかいかがでしょうか。

中村（祥）委員。

中村（祥）委員　今回は期限を 3 年とか 6 年の施策に対するということが強いと思いますが、生育歴の中で、先ほど引きこもってしまわれた人が見えなくなっているとか、それからサービスの届かなくなっているところになぜなってしまうのかとか、そういうのはこの施策中心の単位ではなくて、その人が生まれてから育つまでの間にどのようなサービスを使ったり使わなかったりしたかという、一人の方の生育歴を追うことで施策がどのように効果的なのか、届いていないのか、それがとても分かるし、そういうことをしたいと思っていたのですが、仙台市は興味がありませんでしょうか。

会　長　また仙台市ではいかがでしょうかということがありました。事務局からもお話ししていただきますけれども、また中村(祥)委員の設計のもとに今回幾つかのヒアリングというかモニタリングの一つのパターンとして具体的に提案するというのもあり得るということですよ。その上で仙台市ではいかがでしょうかということでしょうか。

中村（祥）委員　この期間からとか施策からは多分対象にならないんじゃないかと思ったものから。

会　長　事務局，お願いします。

事 務 局
(熊谷課長)　この施策推進協議会の役割や、今回の趣旨からすると少し難しいのかと思います。やるとすればまた別枠で考える課題かと考えてございます。それについてはご理解いただきたいと思います。ただ、やり方といいますか、施策も各種厚労省も含めていろんな専門機関が調査研究を行っており、それらをどう施策に生かすのかということと同じようなところもございまして、これはいろいろな積み重ねをどこにどうやって施策に生かすかということがやはり課題と考えます。ある意味蓄積がきちんと生かされていないからそういう話も出てくるのかということも考えられますので、その辺りは私も少し勉強させていただきたいとは思いますが。ただ、先ほど申し上げました今回のモニタリングといいますか監視等の趣旨とは少し違うのかと考えております。

会　長　中村委員，よろしいでしょうか。（中村(祥)委員「はい」）ありがとうございます。
では、まずは協議の中で資料 4－2 の案ということに関しましては、最終的には文言の訂正をもって（案）を外すことでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

② 障害者優先調達推進法について

会 長 では、続きまして協議事項②障害者優先調達推進法について、まず最初は事務局から説明があります。

事務局
(石川課長) (資料 6 に基づいて説明。市では、調達方針の作成と、調達の実績の公表をしなければならないことと、また、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるように努めるといった内容の説明。なお、調達方針は第 2 回の施策推進協議会で案の提示を行い、ご意見をいただく旨の説明。また、市川委員からの資料提供でもある、県内の障害福祉サービス事業所の共同受注窓口である特定非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センターの紹介があった。)

会 長 優先調達推進法についての理解と、または仙台市で取り組んでいく調達方針の策定について説明、それからスケジュール等ありました。これに関しまして、市川委員から資料の提出もありますので、最初に市川委員からコメントをお願いします。

市 川 委員 本日の資料の中に共同受注窓口ということで、みやぎセルフ協働受注センターがあります。優先調達推進法をつくるための運動をかなり長く以前からやっております、ようやく日の目を見たという感じで我々は非常にこれに期待をしております。ですけれども、やはり今日の説明資料にもありましたように、なかなか調整する部分が多いだろうなと思っております、実は今日も東北のほうでセルフ協の会合があって、この優先調達推進法に対する調達方針の進みぐあいを各県の状況を聞きましたら、やはりほとんどできていない状況で、やはり皆さん地方自治体の方々も非常に困っているという実態が分かりました。ですから、私どもはある程度はやってきていますので、ぜひ具体化するに当たって意見交換する場をできる限り持っていただいて、できれば仙台市はよそができるのを待つのではなくて、仙台市が先んじて調達方針などをつくっていただければ、そしてまた協議会の方にもご意見を伺いながら行えると非常にいいのではと思いますし、各事業所さんに非常に喜ばれるのではないかと思います。

ただ、裏腹にやっぱり各事業所さんが非常に努力しないといけないということがあります。やっぱりいいものを安く、しかも納期・品質をきちっと守って納められるかということとか、そういうことでやはり事業所がきちんとできないといけないし、それから我々が共同受注窓口を仮にその一つとしてやらせていただくにしても、やはり不公平になってはいけないということなど十分配慮しながらやらなければいけないということなどを想像しながら、多少調整できないところがあってもまずやりながら考えるということが一つの方法じゃないかと私は思っているのです、ぜひまた皆さんの意見も聞きながらいろいろな方法を考えていければと思います。

会 長 ありがとうございます。市川委員は、パンフレットを開きますと、特定非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センターの会長ということで、現状について、東北のほう

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 1 回）

で団体の会合があったことも含めてお話しいただきました。ありがとうございます。

では、本日は仙台市の調達方針の策定についての説明があつて、これから進んでいきますよという方針について委員の皆さんから協議していただいて、この方向性でよろしいかということの協議でございますけれども、委員の皆さん、ご意見等、いかがでしょうか。

中村(晴)委員、お願いします。

中村(晴)委員 従来、行政、具体的にいえば仙台市の物品購入等については、市政だよりで入札の日時等の告知がありましたけれども、それと今回のこの障害者優先調達推進法との関係というのはどういうふうになるのでしょうか。つまり、具体的にいきますとみやぎセルブ協への発注等々と市政だよりでの物品購入についての入札についての、年度初めとか今の時期に出ますが、それとの関係というのはどういうふうになりますか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 市政だよりでの入札ということですか。

(石川課長)

中村(晴)委員 はい。市政だよりで物品購入についての入札がいついつありますということが毎年載りますが、それは今まで特に障害のある方の製品に限らず、一般の企業等々もあります。

事 務 局 市役所であれば、公共工事であれ、物品の購入であれ、大きいものは市政だよりの毎年の予算特集の中で分かるということがあります。（「今まで毎年そういうふうに市政だよりに載る」の声あり）予算の関係で市政だよりに載る話でよろしいでしょうか。

中村(晴)委員 これからは、優先的に宮城だったらセルブ協等への発注をいただけるとありがたいわけですが、その従来の入札方式と、今お話しにあるセルブ協等への発注などが優先的に行政から行われるのかどうか、その関係が私にはよく分からないので、教えてください。

事 務 局 基本的には従来の大きな公契約、市役所の調達の方針は変わりませんが、その中でも障害者の施設等への発注ができるものに関しては、一定の配慮をなさいという趣旨で捉えていただければと思います。

中村(晴)委員 分かりました。そうしたら、工事等はなかなか無理でも、物品の購入等については配慮をしていただけるということですね。

事 務 局 市役所で障害の施設から物品購入できるものが果たしてどれぐらいあるのかとい

(石川課長) うことを私どもも調べて行きたいと思います。また、委員の皆さんからもこういった物品を提供できるといったことを教えていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

会 長 中村(晴)委員、よろしいでしょうか。(中村(晴)委員「はい」) ありがとうございます。

そのほか委員の皆様から。

中村(祥)委員。

中村(祥) 委員 どのようなものが行政の事業、仕事で行われているのかということが分かれば、こういう仕事だったらさせていただけるという切り出しができると思うのですが、行政の仕事にどういうことがあるのかということの細かいことが分からない状況です。仕事を見させていただければ、この部分は切り出してさせていただけると分かるんですが、そういう機会をつくることができないかということと、行政として幾らぐらいの発注をしなければならないという目標があるのでしょうか。(事務局「これから立てます」) 立てるんですね。その場合は、仙台市が特例子会社というのではできないのでしょうか。特例子会社という形ではない第三セクターをつくることはできるのでしょうか。それがセルフでしょうか。仙台市ではつくらなくてもいいんですが、つまり特例子会社をつかって、そこで例えば私どもですと発達障害の方の特性に合わせた仕事を切り出して受注することができますし、高次機能障がいの方は高次機能障害の方、それから難病の方は難病の方でその担当の者たちが見させていただくと、仙台市がやっている仕事のこの部分は支援者が一緒に、やらせていただくフロアが別に分かっているとしますと、それをやらせていただくということで発注をしたというふうな目標は達成できると思います。(「できます」の声あり) それで、物品といいますのは、今やはりとても市場の商品との競争で、先ほどおっしゃられたように質を高めなければならない。それはもう一つ施策がやっぱりあると思ってまして、クッキーでしたらクッキーをつくる作業所はいっぱいあるんですけれども、そこで売りになるものを出して売り出すというところまで技術開発がなかなか及ばなくて、みんなでそれぞれ同じようなクッキーをつくっているんですけれども、クッキーはそんなにたくさんは買っていただけないというのがありますよね。だから、そこにどういう専門家の視点とか、合同でやる仕事の形態をどうやってつくっていくかということがこれから先、課題になっていくのだと思ひまして、特例子会社にいたような者の受け入れ先というのはできますか。合わさればすごくいい仕事をさせていただけると思ひますし、合理的だと思いますので、ご検討いただければと思ひます。

会 長 まずは、市の仕事の中にできることもあるんだけれども、その具体的な内容を知らない部分があるので、もっと知れるような方法が必要だということ。それから、特例子会社となると、その親会社が仙台市でということでしょうか。(中村(祥)委員「そう

ですね。仙台市じゃなくて就労支援センターでもいいんですけども」そういうのもあるのか。

諸橋委員，お願いします。

諸 橋 委員 これをどういうふうに取り組んでいくかというところすごくイメージが拡散するとい
いますか、ある意味で大きくなったり、あるいは小さいレベルで考えざるを得ないの
かと思うのですが、今の特例子会社の話もありましたけれども、一つは仙台市の物品
購入がどんな形でされるのかということの一つちゃんと教えていただけるといいの
かなということと、それから今後例えば一つ仙台市という大きい行政体が例えば鉛筆
1本を仕入れるにしても、例えばそのための障害者雇用とか会社をつくる、あるいは
今現在の文房具屋さんがある部門として障害者雇用を進めるとかということだ
ってあり得るわけだと思います。そうすると、かなり詰めた具体的な話として考えないと、
どういう構想を、仙台市もそうですし、例えばセルフ協さんなり、あるいはそこに参
加している団体が持つのかというのがすごく大事なんじゃないかという気がします。
それがはっきりすると非常に効果的になりますし、今現在いわゆる福祉作業所、B型
の工賃月1万四、五千円くらいを超えていくというか、あるいは1カ月働いて5万
円プラス年金で生活しているというそういう一定の限界をやはり超えるような、そし
てそれを超えていくのをちゃんと育てていくような施策として展開するためには、ぜ
ひ具体的にこんな取り組みがというものを、まだ途上だと思いますが、セルフ協さん
からも教えていただきたいし、あるいは仙台市からはどんな取り組み、行政の品物の
納め方とか仕事の受注というのが可能なのかなということを示してもらわないと、ち
ょっとイメージが拡散し過ぎるかなと思います。

会 長 ありがとうございます。
中村(祥)委員

中村(祥)委員 指定管理等仙台市が目的を持って発注している仕事の中に、例えば高齢者の比率に
関することや、障害者の比率に関する設問が確かあったと思います。条件の中に、た
くさん盛り込むことができないか。それも点数になると思います。それによって仙台
市に準じた仕事をしているところで障害者雇用が拡大することを期待できると思
いますし、それから教育部門で例えば図書館等がたくさんボランティアをお使いにな
ってはいるんですけども、その仕事というのは、とても障害者ができる仕事として
切り出せる部分が多くて、ただ教育部門はなかなか障害者雇用が進んでいないと思
いますので、市の政策として仙台市の仕事を発注するところはやはり障害者雇用率を高
めなければいけないような条件をつけてもらうというのも点数になるのでしょうか。

会 長 ありがとうございます。では、ただいまの中村(祥)委員，諸橋委員のお話などを受
けて市川委員からお話していただきます。

市 川 個別のところに入り込んでいくと、時間が幾らあっても足りませんが、まず私として
委 員 市の方で方針策定のための素案をつくっていただくというところをまず見せて
いただいて、それからやはりもう少し皆さんで突っ込んでいった方がいいと思いま
す。今の段階でお話しても、何もできていないから、話を聞いていると多分まとめら
れないと思うので、まずたたき台をつくっていただいたところでこういろいろ申し上げ
た方がいいのかなと思います。それと、もしできれば部会か協議会かできる予定、
でしたよね。だから何かこれをやるための何かそういうのを臨時でもやっていただけ
るとありがたいです。

会 長 進め方について、まずは仙台市の調達方針の策定ということがすごく大事なことで
あるとともに、それを受けて調達方針案の提示を受けた検討を9月にはするんだけれ
ども、部会等があったほうが機動的にやれるのではないかという一つの提案もいただ
きましたけれども、これらを踏まえて事務局、いかがでしょうか。

あとは、今の大枠の市川委員のお話の進め方はすごく大事なことだと思います。事
務局、いかがでしょうか。

事 務 局 最初のご質問の中で、仙台市の役務の提供の中で切り出してこういうものがあるの
(石川課長) ではないかというようなことを情報提供するといったところがございましたが、この
国のパンフレットの3ページにございますサービス、役務の提供の中であるクリー
ニング、清掃、印刷、それからデータ入力、仙台市におきましてもやはりこういったも
のが対象になるのだらうと思います。今のところは、各課毎に具体的に、例えばデー
タ入力であるとすれば、ここの部分ではできますとかといったものは持ち合わせてはい
ません。それから、印刷、清掃、こうしたものについては十分考えられるというところ
です。それからもう一つ質問にあった市役所の契約のルールといったご質問がござ
いました市役所の物品の調達というのは、一定程度の金額を超えれば競争入札という
形式で何社かの業者をお呼びして最も安い価格を提示されたところと契約するとい
う大原則がございますので、基本的にはその形式で決まりますので、そこはなかなか
曲げられないと思っています。また、このほかに市役所では小額の物品を購入するル
ールとがありまして、各課、例えば障害者支援課ですとか、障害企画課、こちらで少
額の物品を買うときには事業者さんと直接取引できる金額の範囲というのがござい
まして、5万円までは各課で調達、契約ができるとなっておりますので、その範囲内
であれば障害者の施設へ配慮できるというように思いますが、ただ発注した課が求め
るものが適正な価格で納期等も含めてきちんと提供していただけるのかといったと
ころは施設側も努力していただきたいと思います。それからそれぞれの施設で提供で
きる物品か役務の情報を我々のところに届けていただく必要はあるのかなと思って
いるところでございます。

それからあと、市川委員のほうからは部会を設置してはというお話でございました

けれども、我々としてはこのスケジュールの中で調査をいたしまして案をつくって、まずはお示ししたいと思っておりますので、なかなか部会設置までは想定していないところでございます。

会 長 事務局からこれまでの委員の皆さんのご発言に関しまして整理して話していただきました。市川委員からありましたように、まずはこの調達方針案が固まらないと、個々に言ってもなかなかまた議論は尽きない。それほど大事なことなので、基本となる調達方針案を示すことが先ではないかというご意見ありました。さて、その調達方針案をつくって進めるという全体像については、皆さんよろしいでしょうか。

桔梗委員。

桔 梗 委員 こちらの協議会のほうの委員をさせていただいて、一番最初が確か障害者雇用から私議論させていただいていたので、そこからいろいろ考えていましたが、私の仕事がコンサル業ですから、今6次化に障害者を絡めた形とか、物品の新商品開発というところでも障害者雇用を絡めた形での開発をやっています。その上でやはり私が気になってきたことを2点ぐらいちょっとお話しさせてもらいますけれども、実際に障害者雇用をされている団体さんのところで例えば相談を私がされます。でも、これが民間の営利企業ですと国の補助金等々を入れまして、例えば私の謝金も補助金で賄うことができます。ところが、NPOですとか社会福祉法人の場合はなかなかそういう補助金がない。団体経営の中で本当に資産運用がうまくいっているところだと私の謝金を用意していただくことができるんですが、ちょっとせこい話ですけども、なかなかそういうことができるところとは限らない。となると私はどうするかというと、ボランティアでやるしかなくなるのです。そうすると、多分この世の中にはコンサル業といわれている中小企業診断士を含めいろんな方々がいらっしゃいますけれども、本当にボランティアで私も勉強と心得てやってきましたが、余りボランティアでやる人がきつとおらず、結局コーディネーター機能にしても、そのコンサル業、物をつくるということのコンサルティングをしても、やっぱり報酬ありきというところはあると思うんです。ただ、報酬があれば伸びる、広がるということはあると思います。なので、その辺の仕組みづくりももしかすると行政の中では必要なのかというのが1点です。

それから、こちらの優先調達に関しては、重度障害者の方をいかようにして採用できるかということで、行政の入札に入りたいというISOと同じ方式ですけども、そういうことを考えている企業さんを私は幾つか聞いています。先ほどいろんな委員さんのご意見は障害者団体での話しでしたけれども、そうではなくてやはりこちらに書いているように、企業側もそこに対する、この入札といいますか優先調達というところに入ってきます。そうすると、やはり質の問題が出てきます。施設だから物をつくっているという目線なのか、一企業として物をつくっているというところに行くのか、これは障害者雇用のときの問題と一緒にですけども、雇用を雇用として考えるの

か就労訓練として考えるのかということによっても商品の精度が変わってくるので、それは段階的にもしかすると分ける必要があるかもしれません。そうすると本当に就労というか仕事として商品をつくっているところはそれなりの経営者にも意識づけが必要になってくると思います。民間とつき合うからには民間のマナーとか礼儀とか、それは常識的なところで、施設的な常識ではなく民間の礼儀というものを経営者側が身につけていきます。それで事業所内に浸透させていくという努力は必要になってくると思いますし、逆に先ほど言ったように就労支援といいますか、それが訓練というものであれば、やはりそれなりの行政の対応というような、商品にも二段構えの感覚というものを取り入れていただければと思います。

会 長 これまでの体験の中から大事なポイントということでご指摘いただきました。ありがとうございます。

それで、このまずは資料のスケジュール（案）というところにもありますけれども、調達方針を策定、まずは行政でしていく。そのときには実績等調査などを行って、そして9月にこの施策推進協議会でその案を提示し、委員の皆さんからご検討いただくという流れについては、これはよろしいでしょうか。そのときに委員の皆さんからのご意見を十分に反映するような内容にするということですよ。そして、桔梗委員のお話にありましたけれども、この仕組みということも民間のほうで機能しているような仕組みも取り入れるようなことも考えるべきではないかというのは、仙台市での問題なのかということもありますけれども、できることはしていきながら、障害のある方の就労全体に益のあるように、メリットのあるような運用が大事だということですよ。はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、このとおり進めさせていただくということで、委員の皆さんからのご意見を踏まえた上で進めるということの確認をさせていただきました。

それでは、時間もかなり過ぎてまいりましたので、協議事項はここで終わりにさせていただきます。よろしいでしょうか。

(3) その他

会 長 続きます、その他です。

委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。では、事務局からお願いします。

事務局 本日、たくさんのご意見いただきまして本当にありがとうございます。我々としては、その見方、考え方というのを常に頭に入れながら仕事をしていくことで、今までにはない発想などができてくるのかと思います。いただいたご意見やご要望に今すぐ応えられない場合も当然多くあると思いますけれども、ただそういうことを忘れずに常に頭に入れておくことで、将来的にこの事業に何か結びつけ、生かしていければと思っておりますので、これからも忌憚のないご意見をいただければと思います。

